

2 金融関係

ア 銀行

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
長短分離制度の在り方と銀行社債の発行制度の見直し （金融庁）	長短分離制度の将来について、また、銀行社債と金融債との間の発行制度のイコルフットイングを図ることについて、検討を開始する。	検討			（金融庁） 金融審議会第二部会の「金融機能の向上に関するワーキング・グループ」において、銀行の社債発行手続きの改善について検討することとした。	
信託銀行への投資一任業務の解禁 （金融庁）	平成13年度末までに、信託銀行が「運用」と「管理」が分離された形態においても運用業務が行えるよう、信託銀行への投資一任契約に係る業務の解禁について検討を進め、結論を得る。	検討・結論			（金融庁） 所要の利益相反防止措置等を講じたうえで信託銀行に係る投資一任業務を解禁するとの結論を得た。	
特定融資枠契（コミットメントライン契約）の借主範囲の拡大 （法務省）	資金の貸手や借手の利便性を向上させる観点から、平成13年度末までに、特定融資枠契約の借主の範囲を拡大する方向で検討し、所要の措置を講ずる。その検討の際には、資産流動化の基盤整備を進める観点から、SPC（Special Purpose Company：特定目的会社）を対象に含める。	措置			（法務省） 「特定融資枠契約に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年法律第78号、平成13年6月29日公布）により措置済。（公布の日から施行）	
銀行の営業免許 （金融庁）	新規の参入に対する需給調整規制に係る規定（銀行法第4条第2項第3号）を廃止する。 （第151回国会に係る法案提出）	措置 （法律案成立後公布・施行）			（金融庁） 「銀行法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第117号、平成13年11月9日公布）により、新規参入に対する需給調整規制に係る規定（銀行法第4条第2項第3号）を廃止した。（平成14年4月1日施行）	

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
銀行の信託業務への参入 （金融庁）	普通銀行及び長期信用銀行本体での信託業務への参入について、原則認めることとする。 （第151回国会に係る法案提出）	措置 （法律案成立後公布・施行）			（金融庁） 「銀行法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第117号、平成13年11月9日公布)により、普通銀行及び長期信用銀行本体での信託業務への参入について、原則解禁した。 （平成14年2月1日施行）	
銀行・保険会社本体の業務範囲の見直し （金融庁）	銀行業務又は保険業務と密接な関係を有し、経営効率を高められる業務（銀行・保険会社の資産運用・ファイナンスに関する助言など）を銀行又は保険会社本体で行うことについて、所要の措置を講ずる。	検討・結論			（金融庁） 「事務ガイドライン」により、銀行業務又は保険業務に付随する業務の判断基準を示した。（平成14年4月4日改正）	
従属業務と金融関連業務の兼営 （金融庁）	子会社の効率的な経営を可能とする観点から、グループ全体でのリスク管理という点に十分留意しつつ、銀行等及び保険会社の子会社が従属業務と金融関連業務を兼営することについて、所要の措置を講ずる。 （第151回国会に係る法案提出）	措置 （法律案成立後公布・施行）			（金融庁） 「銀行法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第117号、平成13年11月9日公布)により、銀行等及び保険会社の子会社について、従属業務と金融関連業務の兼営を可能とした。（平成14年4月1日施行）	
従属子会社の収入依存度の規制緩和 （金融庁）	子会社経営の効率化の観点から、銀行法又は保険業法の体系における銀行又は保険会社の従属子会社の収入依存度規制を緩和する方向で検討し、結論を得る。	検討・結論			（金融庁） 平成14年金融庁告示第34号及び第36号及び第38号(いずれも平成14年3月29日公布)により、収入依存度規制を緩和した。（平成14年4月1日施行）	

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
銀行の子会社等の業務範囲の拡大 （金融庁）	利用者ニーズの多様化や「他業禁止」の今日的意義の検討を踏まえた上で、銀行の子会社の経営効率の改善という観点から、銀行の子会社に対していわゆるファイナンス・リース以外のリース業務を認めることについて結論を得る。 また、保険代理店業務の追加の可能性について検討する。	検討・結論 検討			（金融庁） 「担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（平成14年内閣府令第17号、平成14年3月28日公布）及び「銀行法等の一部を改正する法律等の施行に伴う金融、保険関係告示の一括改正告示を定める件」（平成14年3月金融庁告示第33号）により、主としていわゆるファイナンス・リース業務を行っていることを条件に、他のリース業務を認めた。（平成14年4月1日施行） 保険代理店業務の追加の可能性について引き続き検討中。	
銀行の法人代理店に係る店舗規制 （金融庁）	銀行の法人代理店の従たる事務所の設置については、銀行の店舗の認可制の在り方の検討を踏まえ、規制を緩和する方向で検討し、結論を得る。	検討・結論			（金融庁） 「銀行法等の一部を改正する法律等の施行に伴う金融、保険関係告示の一括改正告示を定める件」（平成14年3月金融庁告示第33号）により、銀行の法人代理店の従たる事務所の設置を可能とした。（平成14年4月1日施行）	
代理店の取扱業務に係る規制撤廃 （金融庁）	代理店の取扱業務については、金融機関の業務の効率化、顧客の利便性、代理店と金融機関の本体との関係、代理店に対する監督の在り方等の観点から見直しを行う。	検討・結論			（金融庁） 「担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（平成14年内閣府令第17号、平成14年3月28日公布）及び「銀行法等の一部を改正する法律等の施行に伴う金融、保険関係告示の一括改正告示を定める件」（平成14年3月金融庁告示第33号）により、代理店の取扱業務範囲を銀行の固有業務及び付随業務の一部まで緩和した。（平成14年4月1日施行）	

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
銀行の支店その他の営業所に係る認可制度の見直し （金融庁）	銀行の支店その他の営業所の設置等に係る認可制については、情報化の進展や銀行業における経営の効率化の要請などの観点から、届出制に改める。 （第151回国会に係る法案提出）	措置 （法律案成立後公布・施行）			（金融庁） 「銀行法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第117号、平成13年11月9日公布)により、銀行の国内の営業所の設置等に係る認可制を廃止し、届出制に改めた。(平成14年4月1日施行)	
代理店主の交代に係る認可制度の見直し （金融庁）	代理店主の交代に伴う代理店設置と廃止に関し、届出事項とする。 （第151回国会に係る法案提出）	措置 （法律案成立後公布・施行）			（金融庁） 「銀行法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第117号、平成13年11月9日公布)により、国内の代理店設置と廃止に係る認可制を廃止し、届出制に改めた。(平成14年4月1日施行)	
店舗外現金自動設備に係る営業時間の変更の届出 （金融庁）	店舗外現金自動設備に係る営業時間の変更の届出については顧客の利便性、監督の在り方等の観点を踏まえ、見直しを行う。	検討・結論			（金融庁） 「担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(平成14年内閣府令第17号、平成14年3月28日公布)により、店舗外現金自動設備に係る営業時間の変更の届出制を廃止した。(平成14年4月1日施行)	
店舗外現金自動設備に係る臨時休業及び業務再開の届出 （金融庁）	店舗外現金自動設備に係る臨時休業及び業務再開の届出については顧客の利便性、監督の在り方等の観点を踏まえ、見直しを行う。	検討・結論			（金融庁） 「担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(平成14年内閣府令第17号、平成14年3月28日公布)により、店舗外現金自動設備に係る臨時休業及び業務再開の届出制を廃止した。(平成14年4月1日施行)	

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
ノンバンク等異業種のCD・ATMからの銀行預金引き出し （金融庁）	利用者の利便を更に高める観点から、異業種のCD・ATMからも銀行預金を引き出すことができるように所要の措置を講ずる。	検討・結論			（金融庁） 「担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（平成14年内閣府令第17号、平成14年3月28日公布）及び「銀行法等の一部を改正する法律等の施行に伴う金融、保険関係告示の一括改正告示を定める件」（平成14年3月金融庁告示第33号）により、異業種のCD・ATMによる預金の受払事務の委託を可能とした。（平成14年4月1日施行）	
天災等による臨時休業に係る公告の見直し （金融庁）	天災等による臨時休業に係る公告の在り方について、実情及び顧客利便の観点から検討を行い、所要の措置を講じる。 （第151回国会に係る法案提出）	措置 （法律案成立後公布・施行）			（金融庁） 「銀行法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第117号、平成13年11月9日公布）により、短期的に営業の再開が確実に見込まれる場合の公告を不要とした。（平成14年4月1日施行）	
銀行法附則第5条（銀行の証券取引業務に係る認可）の廃止 （金融庁）	銀行法附則第5条による内閣総理大臣の認可を廃止する。 （第151回国会に係る法案提出）	措置 （法律案成立後公布・施行）			（金融庁） 「銀行法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第117号、平成13年11月9日公布）により、銀行法附則第5条による内閣総理大臣の認可を廃止した。（平成14年4月1日施行）	

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
銀行が信託勘定により所有する一般事業会社の株式に係る規制の見直し （金融庁）	<p>a 信託銀行が元本補てん契約のない信託に係る信託財産として所有する株式について、1年超所有に課される承認規定（銀行法）については、</p> <p>）銀行の健全性確保等に留意しつつ、その在り方について検討する。</p> <p>）また、当該承認申請に伴う事務負担を軽減する方策について早急に検討を行い、13年中に結論を得る。</p>	検討			<p>（金融庁）</p> <p>i）信託勘定で保有する株式の議決権の行使の実態などを留意しつつ、その運用のあり方については、引き続き検討中。</p> <p>）承認申請に伴う事務負担を軽減する観点から、当該承認期間を原則1年から2年に延ばし、当該申請が現在の原則1年ごとに行われていたものを2年ごとで済むように事務ガイドラインを改正した（事務ガイドライン（預金取扱金融機関関係）の一部改正。平成14年2月1日施行）。</p>	
（公正取引委員会）	<p>b 信託勘定で保有する株式について、年金等の運用の自由度を確保する観点から、独占禁止法における株式保有制限全体の中で見直す。</p>	検討・結論	措置		<p>（公正取引委員会）</p> <p>一般集中規制等に係る独占禁止法の見直しについて検討するために、「独占禁止法研究会」を開催し、同研究会は、平成13年10月、その検討結果を取りまとめた。</p> <p>公正取引委員会は、同報告書等を踏まえ、金融会社の株式保有を規制する独占禁止法第11条を含め、一般集中規制に係る規定等を改正することを内容とする「独占禁止法改正法案」を策定し、同法案は、平成14年3月5日、第154回国会に提出された。</p>	
業態間の相互参入 （金融庁）	<p>業態間の相互参入について、現行の持株会社方式・子会社方式のほか、ユニバーサルバンク方式も視野において、中長期的に検討を行う。</p>	13年度以降検討			<p>（金融庁）</p> <p>業態間の相互参入の更なる促進のための措置として、銀行本体での信託業務を解禁した（「銀行法等の一部を改正する法律」）ほか、銀行等による保険商品の販売規制の緩和や銀行による上場投資信託（ETF）の窓販に向けた環境整備等について検討し、結論を得たものから措置しているところである。</p>	

イ 協同組織金融機関

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
協同組織金融機関（信用金庫等）に係る規制緩和（金融庁）	<p>協同組織金融機関の意義や在り方について、今日的な観点から早急に検討を行い、こうした議論を踏まえて、以下について具体的な論点を整理する。</p> <p>a 信用金庫等の債券発行 資金調達手段の多様化を図ることにより経営基盤を強め経営効率を高める観点から、信用金庫等協同組織金融機関の債券発行が適切に実施できるよう必要な法的措置を講ずることについて、検討する。</p>	検討 （13年度以降）			<p>（金融庁） 協同組織であることから各種政策支援措置が講じられていることや協同組織金融機関の意義や在り方についての今日的な観点から、以下について検討する</p> <p>信用金庫等が株式会社と同様、債券を発行することについては、信用金庫等の持つ協同組織金融機関としての特性などを踏まえ検討する。</p>	
	<p>b 信用金庫の卒業生金融制度の見直し 信用金庫の協同組織性を損なわない範囲で認められている員外貸出しの枠内で、企業規模の拡大に伴い信用金庫の会員資格を失ういわゆる「信用金庫の卒業生」に対する貸出しを恒久的に認めることについて検討する。</p>	検討 （13年度以降）			<p>（金融庁） 大企業向け融資を恒久的に行うこととなる卒業生金融の期間撤廃については、中小企業者を会員とする信用金庫の協同組織性の観点等を踏まえ検討する。</p>	
	<p>c 信用金庫の会員資格の見直し 信用金庫が地域経済において引き続きその役割を発揮する観点から、信用金庫の会員資格の資本金基準を引き上げることについて検討する。</p>	検討 （13年度以降）			<p>（金融庁） 中小企業、個人等を専門分野とする協同組織金融機関の設立の趣旨・目的に照らし、会員資格の資本金基準のあり方について検討する。</p>	
	<p>d 信用金庫の業務方法書の見直し 信用金庫における業務方法書の在り方について検討する。</p>	検討 （13年度以降）			<p>（金融庁） 経営の自主性を尊重しつつ、個々の信用金庫のリスク管理態勢等経営体力に見合った監督の在り方等の観点から、業務方法書の在り方について検討する。</p>	

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
	e 信用金庫連合会の債務保証等に係る取引先の制限緩和 信用金庫連合会が、内閣総理大臣の認可を受けた場合には、会員以外の者のためにする債務保証及び手形の引受け並びに会員以外の者に対する有価証券の貸付けを行うことを認めることを検討する。	検討 （13年度以降）			（金融庁） 「担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（平成14年内閣府令第17号）により、貸付けができる会員以外の者のためにする債務保証を認めることとし措置済。（平成14年4月1日施行）	
信用金庫の会員資格の明確化 （金融庁）	信用金庫の会員資格について、例えば、地区内の法人に勤務し、地区外に住所又は居所を有する従業員が役員に昇格すると会員資格を失うことになるといった不合理を解消するため、平成13年度末までに所要の措置を講ずる。 （第151回国会に関係法案提出）	措置 （法律案成立後公布・施行）			（金融庁） 「銀行法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第117号、平成13年11月9日公布）により、会員資格に地区内に事業所を有する者の役員を追加し措置済。（平成14年4月1日施行）	
信金中央金庫の行政当局に対する申請手続等の適正化 （金融庁）	全国を地区とする信用金庫連合会については、他法令等を踏まえ、申請手続について検討を行い、結論を得る。	検討・結論			（金融庁） 「担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（平成14年内閣府令第17号）にて信金中央金庫の行政当局に対する申請手続等の適正化を図った。（平成14年4月1日施行）	
協同組織金融機関の附属明細書の総（代）会での取扱い （金融庁、厚生労働省、農林水産省）	協同組織金融機関の附属明細書の総（代）会での取扱いについては、商法上の取扱いや協同組織性の特性を踏まえ、関係省庁とも調整を図りながら、所要の措置を講ずる。 （第151回国会に関係法案提出）	措置 （法律案成立後公布・施行） （水産業協同組合以外）	14年度以降措置 （水産業協同組合）		（金融庁、厚生労働省、農林水産省） 「農林中央金庫法」（平成13年法律第93号、平成13年6月29日公布、平成14年1月1日施行）、「農業協同組合法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第94号、平成13年6月29日公布、平成14年1月1日施行）及び「銀行法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第117号、平成13年11月9日公布、平成14年4月1日施行）により、附属明細書は総（代）会での承認事項から報告事項に緩和し措置済。 水産業協同組合については、所要の措置を講ずることとした関係法案を、第154回国会に提出した。	

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
信用金庫の従たる事務所の定款への記載 （金融庁）	協同組織金融機関の従たる事務所の設置等に係る定款変更の認可制については、銀行法第8条に係る認可制度の見直しに併せ、所要の措置を講ずる。 （第151回国会に係る法案提出）	措置 （法律案成立後公布・施行）			（金融庁） 「銀行法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第117号、平成13年11月9日公布）により、認可制から届出制とし措置済。（平成14年4月1日施行）	
農林中央金庫に係る規制 （農林水産省、金融庁）	農林中央金庫に係る規制について、次のとおり見直しを行う。 a 国債等の貸付業務等に係る主務大臣の認可を不要とする。 b 有価証券の貸付対象について、国債等（国債・地方債・政府保証債）への限定を廃止する。 c 国内における貸出業種等に限定を設けない貸出枠を新設する。 d 従属業務を営む子会社の収入依存度に係る要件の緩和及び金融関連業務の兼営を認める。 e 債券の募集又は管理の受託業務並びに担保附社債に関する信託業務の対象先に係る限定を廃止する。 f 商法特例法第13条第2項の規定に準じて、農林中央金庫に係る会計監査人の監査報告書の記載事項のうち「取締役の不正行為、法律違反行為等の事実」を除外する。 g 総代の議決権について、会員相互間の実質的平等を図るため、複数議決権を導入する。 h 総会、総代会に本人が出席できない場合において、会員の意思反映の尊重及びその方法の多様化を図るため、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める。 i 信託業務を行うことを認める。 （第151回国会に係る法案提出）	措置 （法律案成立後公布・施行）			（農林水産省、金融庁） a、b、c、d（従属業務を営む子会社の収入依存度に係る要件の緩和を除く）、e、f、g、h及びiの事項については、農林中央金庫法（平成13年法律第93号、平成13年6月29日公布）により措置（平成14年1月1日施行）。 dの事項のうち従属業務を営む子会社の収入依存度に係る要件については、平成14年金融庁・農林水産省告示第13号（平成14年3月29日公布）により緩和した。（平成14年4月1日施行）	
農業協同組合及び信用農業協同組合連合会に係る規制 （農林水産省、金融庁）	農業協同組合及び信用事業を行う農業協同組合連合会（以下、本事項において「信連」という。）に係る規制について、次のとおり見直しを行う。 a 貯金・定期積金の会員（組合員）以外の利用分量に係る制限について、会員（組合員）の利用分量の5分の1以内から緩和する。 b 従属業務を営む子会社の収入依存度に係る要件を緩和する。	措置 （法律案成立後公布・施行）			（農林水産省、金融庁） a 農業協同組合法施行令等の一部を改正する政令（平成13年政令第286号、平成13年9月5日公布）により措置。（平成14年1月1日施行） b 平成14年金融庁・農林水産省告示第12号（平成14年3月29日公布）により緩和した（平成14年4月1日施行）	

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
	<p>c 信連が設立する協同会社（信用事業子会社）に係る財務諸表等の農林水産大臣への届出を廃止又は簡素化する。</p> <p>d 国債の募集等の業務を新たに実施する場合において、事業の認可を受けた場合については、定款及び信用事業規程の変更に係る認可等を不要とする。</p> <p>e 信連及び一定規模以上の農業協同組合における附属明細書の総会での承認を不要とする。</p> <p>f 農業協同組合及び信連が国債の募集等の業務で変更が生じた場合の行政庁への届出及び信用事業方法書の届出について事務の簡素化を図る。 （第151回国会に関係法案提出）</p>				<p>日施行）</p> <p>c 平成14年農林水産省局長通知（平成14年3月1日付）により措置した。</p> <p>d、e 農業協同組合法等の一部を改正する法律（平成13年法律第94号、平成13年6月29日公布）により措置。（平成14年1月1日施行）</p> <p>f 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令（平成13年内閣府・農林水産省令第21号、平成13年12月27日公布）により措置。（平成14年1月1日施行）</p>	

ウ 証券

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
外国証券会社の取引に係る規制の見直し （金融庁）	外国証券会社の親企業等からの注文に係る「取引一任勘定取引の禁止」の適用除外の範囲の在り方について、立法趣旨を踏まえつつ検討を行い、平成13年度末までに結論を得る。	検討・結論			（金融庁） 外国証券会社にとってのグループの親企業等からの注文に係る取引一任勘定取引の禁止の適用除外の範囲のあり方については、その立法趣旨を踏まえつつ検討中。	
有価証券届出書等の記載事項の見直し （金融庁）	上位100名程度の株主の氏名や住所等を記載することとされている有価証券届出書等における株主状況記載基準について、株式公開・上場時における株主状況の多様性等を勘案し、株式公開時におけるこの在り方について検討する。	検討 （13年度以降）			（金融庁） 株式公開時における有価証券届出書等の株主状況記載基準について、引き続き検討する。	
証券決済の基盤整備のための国際私法上の手当て （法務省）	証券担保等の準拋法は、証券が物権的性格であろうと、債権的性格であろうと、投資家の権利が確認できる帳簿を有するカストディアン（証券を保管する業者）等の所在地の法によるとするなど、法例の特別規定を設けることについて、国際的動向を踏まえて早急に検討を開始する。	検討			（法務省） ヘーグ国際私法会議における国際的な検討作業に参加し、その動向を踏まえ、法制審議会における検討に着手した。	
CPのペーパーレス化 （金融庁、法務省）	券面を必要としないCPの発行、移転、償還等の在り方について関係団体等の参加を得た検討結果を踏まえ、CPのペーパーレス化について必要な措置を講ずる。 （第151回国会に関係法案提出予定）	法律案成立後公布			（金融庁、法務省） 券面を必要としないCPの発行、移転、償還等の在り方について関係団体等の参加を得た検討結果を踏まえ、「短期社債等の振替に関する法律」（平成13年法律第75号、平成13年6月27日公布）によりCPのペーパーレス化のための法整備が行われた。（平成14年4月1日施行）	
証券子会社のファイアーウォール規制 （金融庁）	引受有価証券の親法人等への売却制限の緩和について、公正な引受価格の形成等に留意しつつ、検討を行い、平成13年度末までに結論を得る。	検討・結論			（金融庁） 一定の場合に規制の適用除外をする内閣府令改正案をまとめ、パブリックコメント実施中。	

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
証券外務員登録の簡素化 （金融庁）	証券外務員登録における営業所名記載を廃止するとともに、誓約書等の添付を省略することについて、平成13年度末までに結論を得る。	検討・結論			（金融庁） 証券外務員登録における申請書の記載事項について簡素化する証券取引法改正案を第154回通常国会に提出予定。	
社債等登録制度 （金融庁、法務省）	社債等について、その決済の迅速化及び確実化を実現するため、振替制度を創設する。 （第151回国会に関係法案提出予定）	法律案成立後公布			（金融庁、法務省） 振替制度を創設するため、「証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律案」を平成14年3月15日第154回通常国会に提出。	
証券投資信託の受益証券の不発行化 （金融庁）	証券投資信託の受益証券については、受益者の権利関係の保護に留意しつつ、流動性の確保や証券決済期間の短縮化への対応などの観点から、券面の不発行化について検討する。	検討			（金融庁） 証券投資信託の受益証券についても券面不発行化の対象とするよう第154回国会に関係法案提出済	
現物出資型の株価指数連動型上場投資信託の導入 （金融庁）	現物出資型の株価指数連動型上場投資信託について、我が国における需要やその商品の有用性、導入に伴う制度面における問題点等について調査の上、導入に向けて検討する。	検討			（金融庁） 先般の緊急経済対策において「市場活性化に貢献することが期待されるETFの制度整備を進める」とされたことを受けて、「投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成13年政令第193号）」等により、金銭信託を原則とする証券投資信託の例外として、現物出資型の株価指数連動型上場投資信託を導入した（平成13年6月6日施行）。これを受けて平成13年7月13日より、東証、大証においてETFが上場され、取引が開始されている。	

工 保 険

規制改革3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期				
		平成13年 度	平成14年 度	平成15年 度		
保険会社の資産別運用比率規制の廃止（金融庁）	保険会社の資産別運用比率規制については、ソルベンシーマージン（支払余力）比率の適正化などポートフォリオ全体のリスク管理を踏まえた代替する監督手法の構築を図り、平成13年度未までに廃止を視野に入れて見直す。	措置			（金融庁） 金融審議会第二部会中間報告（平成13年6月26日）における「ALMの充実など保険会社自身のリスク管理能力の向上や財務面での監督手法の充実等の状況に応じ、これを見直していくことが適当である。」との趣旨を踏まえて引き続き検討を行っている。	
保険会社の特別勘定の見直し（金融庁）	個人変額保険等の契約に係る責任準備金の金額に対応する財産である特別勘定の資産が、保険会社の破綻時において顧客のために保全されるよう、一般勘定と特別勘定のリスク遮断をより厳格化する等の措置について検討する。 その検討に際しては、特別勘定で経理される財産を一般勘定へ振り替える場合、現金でなく現物資産のままできるようにすること、特別勘定へ直接保険料を投入できるようにすることについても併せて検討する。	検討 （13年度以降）			（金融庁） 金融審議会第二部会中間報告（平成13年6月26日）における「内部的な管理の徹底や第三者への対抗要件の具備、受託者責任の明確化等、リスク遮断の厳格化のための措置を講じた上で、このような措置が講じられた特別勘定で経理される資産に対する特別先取特権を付与することについて、検討を進めるべきである。」との趣旨を踏まえ多面的な検討を行っている。	
企業分野の保険に係る事前届出制の在り方（金融庁）	企業分野の保険商品に係る事前届出制の在り方については、行政当局による商品内容のチェック基準をできる限り明確にする取扱いとし、行政当局に裁量の余地をできる限り残さないものとするなど、保険契約者保護の観点を踏まえつつ、平成13年度中に必要な措置を講ずる。	措置			（金融庁） 行政当局による商品内容のチェック基準の明確化を図った。（事務ガイドラインの一部改正。平成13年7月6日改正。）	

規制改革3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
保険商品の原則届出制への移行 （金融庁）	平成13年度中に、企業や年金基金に対する保険に加えて、家計向け保険についても、早期の原則届出制への移行に向けて、検討し結論を得る。	結論			（金融庁） 届出制の対象を大幅に拡大し、企業や年金基金等に対する保険については、「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令」（平成13年内閣府令第66号）により原則届出制に移行している。（平成13年7月6日施行）	
	また、保険商品の審査期間の一層の短縮について、引き続き努力する。	13年度以降逐次実施				
銀行等による保険募集の取扱い （金融庁）	銀行等が原則としてすべての保険商品を取り扱えること、その銀行の子会社又は兄弟会社である保険会社の商品に限定しないことについて引き続き検討を行い、平成13年度中に結論を得る。	一部措置 検討・結論			（金融庁） 「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令」（平成13年内閣府令第13号）により、住宅ローン関連の長期火災保険・債務返済支援保険・信用生命保険、海外旅行傷害保険の販売を解禁。（平成13年4月1日施行） さらに、個人年金保険、財形年金保険、年金払積立傷害保険、財形傷害保険を対象商品に追加するとともに、住宅ローン関連の信用生命保険に係る子会社・兄弟会社限定を撤廃する。（保険業法施行規則の一部改正。平成14年10月1日予定）	
インターネット等での取引に係る社員の雇用形態の見直し （金融庁）	保険募集において、派遣社員等が活用できるよう、「保険募集に従事する役員又は使用人」の解釈を示した金融庁の「事務ガイドライン」を平成13年中に見直す。	措置（13年中）			（金融庁） 保険募集において、派遣職員等が活用できるよう、事務ガイドラインを見直した。（事務ガイドラインの一部改正。平成13年3月30日。）	

規制改革3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
インターネットによる保険販売に係る事業方法書の認可基準の明確化 （金融庁）	平成13年中に、インターネットによる保険販売の方法に係る内閣総理大臣の認可基準を明確化する。	措置（13年中）			（金融庁） 「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令」（平成13年内閣府令第66号、平成13年7月6日施行）及び事務ガイドライン改正（平成13年7月6日）によりインターネットによる保険販売の方法に係る認可基準の明確化を図った。	
生・損保会社本体による相互参入の範囲 （金融庁）	生・損保会社本体による相互参入の範囲について、現在進んでいる子会社方式の相互参入の定着状況を見つつ、検討する。	13年度以降逐次検討			（金融庁） リスク遮断の確保等の観点から生・損保兼営が禁止されている趣旨等を踏まえ、現在進んでいる子会社方式の相互参入の定着状況や第三分野相互参入の状況を見つつ、引き続き検討する。	
保険会社の子会社等の業務範囲の拡大 （金融庁）	保険会社の子会社の業務範囲及び保険持株会社の子会社の承認を受けずに行う業務の範囲については、以下の業務を加えることについて、保険会社グループ全体としてのリスク管理、他業禁止の今日的意義、グループ全体の経営効率化等に留意しつつ、検討を行い、平成13年度末までに結論を得る。 a 投資信託販売支援業務 b リース業務（範囲拡大） c 緊急アシスタント業務	検討・結論			（金融庁） 保険会社の子会社が営める業務範囲に投資信託販売支援業務及びいわゆるファイナンス・リース以外のリース業務を追加することとし、「担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（平成14年内閣府令第17号）にて措置する。（平成14年4月1日施行） 緊急アシスタント業務についても、「現行法令の解釈により行える業務」であることを明確化する。（事務ガイドラインの一部改正。平成14年4月4日改正）	
リスク細分型自動車保険の地域区分の撤廃 （金融庁）	リスク細分型自動車保険の販売による自動車事故の被害者救済に与える影響を勘案しつつ、速やかにリスク細分型自動車保険の地域区分を撤廃することについて結論を得る。	検討・結論			（金融庁） 地域区分に係る規制を緩和する方向で、具体的な規制緩和のあり方について、自動車事故の被害者救済に与える影響を踏まえて引き続き検討を行う。	
銀行・保険会社本体の業務範囲の見直し （金融庁） < 2 ア の再掲 >	銀行業務又は保険業務と密接な関係を有し、経営効率を高めると思われる業務（銀行・保険会社の資産運用・ファイナンスに関する助言など）を銀行又は保険会社本体で行うことについて、所要の措置を講ずる。	検討・結論			（金融庁） 「事務ガイドライン」により、銀行業務又は保険業務に付随する業務の判断基準を示した。（平成14年4月4日改正）	

規制改革3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
従属業務と金融関連業務の兼営 （金融庁） < 2アの再掲 >	子会社の効率的な経営を可能とする観点から、グループ全体でのリスク管理という点に十分留意しつつ検討を行い、銀行等及び保険会社の子会社が従属業務と金融関連業務を兼営することについて、所要の措置を講ずる。 （第151回国会に係る法案提出）	措置 （法律案成立後公布・施行）			（金融庁） 「銀行法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第117号、平成13年11月9日公布）により、銀行等及び保険会社の子会社について、従属業務と金融関連業務の兼営を可能とした。（平成14年4月1日施行）	
業務範囲規制の適用対象範囲の見直し （金融庁）	保険会社の子会社等の業務範囲規制の適用対象から関連法人等を外し、保険業法上の子会社と子法人等に限定することについて検討を行い、平成13年度末までに結論を得る。	検討・結論			（金融庁） 保険会社の子会社等に係る業務の適用対象範囲の見直しについては、グループ全体としてのリスク管理という観点から実質概念を取り入れた趣旨、保険業法上の他業禁止の観点から、引き続き検討を要する。	
生命保険の構成員契約規制 （金融庁）	行政改革委員会の意見を最大限尊重し、金融審議会において構成員契約規制の在り方について、結論を得るべく、引き続き検討を進める。	検討			（金融庁） 構成員契約規制の在り方については、金融審議会等の場において引き続き検討を行う。	
従属子会社の収入依存度の規制緩和 （金融庁） < 2アの再掲 >	子会社経営の効率化の観点から、銀行法又は保険業法の体系における銀行又は保険会社の従属子会社の収入依存度規制を緩和する方向で検討し、結論を得る。	検討・結論			（金融庁） 平成14年金融庁告示第34号及び第36号及び第38号（いずれも平成14年3月29日公布）により、収入依存度規制を緩和した。（平成14年4月1日施行）	
保険会社の外貨調達原則自由化 （金融庁）	保険会社の保有資産全体での効率的運用を促進する観点から、保険会社のリスク管理の進展を踏まえつつ、外貨調達に関する規制を廃止する。	措置			（金融庁） 平成13年7月6日に事務ガイドライン(1-3-5-(9))を改正し、外貨調達に関する規制を廃止した。	
特別勘定付加商品の拡大 （金融庁）	生命保険の特別勘定付加商品の拡大について、運用結果に対する契約者の自己責任の問題等に留意しつつ検討を行い、平成13年度末までに結論を得る。	検討・結論			（金融庁） 「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成14年内閣府令第17号）により特別勘定を付加できる保険商品を拡大した。（平成14年4月1日施行）	

規制改革3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
地震保険の料率の在り方（金融庁）	国民の自助努力を支援するとともに地震保険の普及を促進する観点から、住宅の耐震性能を保険料率に一層反映させることについて検討を行い、平成13年度末までに結論を得る。	検討・結論			（金融庁） 平成13年金融庁告示第50号により住宅の耐震性能を保険料率に一層反映させることとした。（平成13年5月17日改正。）	

オ その他

規制改革3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
信託会社の在り方 （金融庁）	信託会社の参入基準や行為規制など幅広い観点から、これまでの規制緩和策の実施状況を踏まえ、信託会社の在り方について検討を開始する。	検討			（金融庁） 金融審議会第二部会に新たにワーキング・グループを設置し、信託業法の在り方について検討することとした。	
発行保証金として供託した有価証券の差し替え要件の緩和 （金融庁、法務省）	償還期限前の供託有価証券に係る発行保証金の差し替えについて、前払式証券の購入者保護上あるいは承認手続等法令の執行上問題が生じないか等を勘案しつつ、検討を行い、結論を得る。	検討・結論			（金融庁、法務省） 前払式証券発行保証金規則を改正し、償還期限前の供託有価証券に係る発行保証金についてその差し替えができることとする（平成14年度中に改正予定）。	
外為関係の諸報告 （財務省）	外為関係の諸報告の電子媒体化について、検討の上、結論を得る。	検討・結論			（財務省） 平成13年6月26日公表の財務省アクション・プランに基づき、財務省が直接受理する報告は平成14年度中にオンライン化を実施することとなった。また日本銀行が受理する報告については平成15年度までにオンライン化実現のための実施方策を提示することとなった。	
貿易外支払、受取に係る報告下限金額 （財務省）	改正外為法における新報告制度の下で、報告実績を十分蓄積し、国際収支統計の制度を維持しつつ、報告下限金の引上げが可能かどうか検討の上、見直す。	検討・結論			（財務省） 新報告制度の下で報告実績を蓄積しつつ、報告下限金額の具体的な金額、時期等について検討中。	
改正外為法関連報告書に関するOCR用紙による報告義務付けの廃止 （財務省）	外国為替関連報告手続の電子化の検討の中で、「国別対外債権残高報告書」のOCR（Optical Character Reader：光学式文字読み取り）用紙による報告についても、廃止を含め検討を行い、結論を得る。	検討・結論			（財務省） 「国別対外債権残高報告書」については、OCR（Optical Character Reader：光学式文字読み取り）用紙による報告を廃止し、通常紙による報告とすることとし、平成14年度中に外国為替の取引等の報告に関する省令を改正予定。	

規制改革3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
特定社債の引受けに係る債務保証についての大口信用供与規制の緩和（金融庁）	信用保証協会が引き受ける中小企業者の発行する特定社債の債務保証について、大口信用供与規制の趣旨に留意しつつ、「同一人に対する信用の供与等」から除外することについて検討する。	検討			（金融庁） 「担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（平成14年内閣府令第17号）により、特定社債に係る信用保証協会の債務の保証相当額を「同一人に対する信用の供与等」から控除することし措置済。（平成14年4月1日施行）	
債権流動化の基盤整備のための法例第12条の特別規定の導入（法務省）	国際的な統一ルールとして譲渡人住所地法による考えが定着しつつあることにもかんがみ、債権流動化の基盤整備を進める観点から、国際的な動向を踏まえつつ、法例第12条の特別規定を設けることについて検討を開始する。	検討			（法務省） 「国際商取引における債権譲渡に関する条約」が、平成13年7月、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）において採択された（我が国も議論に参加）ことも踏まえ、引き続き検討しているところである。	
債権回収会社（サービサー）の取扱債権の範囲の見直し（法務省）	債権回収会社のユーザーの利便性を高め、また、債権回収会社の機能を強化し金融再生を図る観点から、平成13年度末までに、債権回収会社の取扱債権の範囲について、制限の撤廃をも含めて見直しを行い、所要の措置を講ずる。	措置			（法務省） 債権回収会社の取扱債権の拡大については、自民党法務部会サービサーワーキングチームにおいて、取扱債権の制限の撤廃をも含めて検討がなされた結果、サービサー法の立法目的や基本構造にも留意しつつ、取扱債権の範囲を大幅に拡大する内容の「債権管理回収業に関する特別法の一部を改正する法律」（平成13年法律第56号）が成立し、同年9月1日から施行されている。	
対内直接投資等に係る事前届出業種（財務省、事業所管官庁）	対内直接投資等に係る事前届出業種につき、諸外国との交渉状況や諸外国の外資参入規制等との関係を踏まえ、社会経済情勢に配慮しつつ、OECD資本移動自由化コードの我が国外資規制各業種を再検討し、平成15年度（2003年度）を目途に安全保障理由等以外の外資参入規制を最小限に抑えることを目指して、一層の自由化を促進する。 また、安全保障等関連業種については、OECD資本移動自由化コードにおいても規制が認められているものであるが、その対応につき検討を進めていく。	諸外国との交渉状況等を踏まえ、逐次検討	結論		（財務省） 諸外国との交渉状況や諸外国との関係を踏まえ、社会経済情勢に配慮をしつつ検討中。	

規制改革3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
特定債権等に係る事業の規制に関する法律の見直し （経済産業省、金融庁）	特定債権等に係る事業の規制に関する法律について、投資家保護の観点も踏まえつつ、その必要性、在り方を検討する。	検討			（経済産業省、金融庁） 現在、その必要性、あり方について検討を進めているところ。	
消費者信用情報の利用に関する消費者の同意取得 （経済産業省、金融庁）	書面によることとされている消費者信用情報の利用に関する消費者の同意取得の在り方について、個人情報保護に関する基本法制との整合性に留意しつつ、検討する。	検討			（経済産業省） 「書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律（平成12年法律第126号）」により割賦販売法の書面の電子化を可能とした際、これに併せ、同意取得についても電子媒体によることを可能とした。 （金融庁） 金融分野における個人情報保護等の在り方について、「個人情報の保護に関する法律案」との整合性に配慮しつつ、金融審議会で審議しているところ。	